

平成30年

第12回日の出町

農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第12回総会日程

平成30年12月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成30年第12回日の出町農業委員会総会

平成30年12月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	木住野 佑 治 君	9	宮 岡 進 君
2	関 根 進 君	10	松 本 哲 男 君
3	野 口 隆 昭 君	11	青 木 崇 君
5	矢 治 一 俊 君	12	山 崎 茂 樹 君
6	馬 場 敏 明 君	13	土 澤 孝 一 君
7	小 川 昌 夫 君	14	辻 本 泰 啓 君
8	和 田 勝 君	15	神 田 功 君

事務局職員

事務局長 吉 村 秀 樹
事務局次長 布 田 努
事務局 宮 下 貴 裕

事務局長 皆さん、こんにちは。只今から平成30年第12回日の出町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は第12回の農業委員会総会を開催したところ、全員の皆様の出席をいただき大変ありがとうございます。本日も審議をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、日程3. 議事録署名委員指名及び議事進行を会長に、お願いいたします。

会 長 3、議事録署名委員の指名は、議案がございませんので、指名はございません。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理、農地法4条届出2件 農地法5条届出5件 朗読)

会 長 朗読が終わりました。

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

分かりにくいと思いますので、報告第7号の畑について説明をお願いします。

事務局 報告7号の公図をご覧ください。今回2筆が対象となりますが、字境にあるため公図が2枚になっております。1つが・の畑、もう1つが・の畑となっております。・の畑ですが、公図の標記が・番と・番が1つの筆の中に並記されてますが、ここにつきましては、山林と畑が同一所有者で筆界未定となっております。今回の売買に当たっては、山林である・番と農地である・番の両筆が譲渡されるということです。現況は法面にして全体として山林化しているとのことです。購入後も特段手を入れる予定はないとのことです。

会 長 他に意見、質問はありますか。はい、・委員。

委 員 確認なのですが、報告2号は・の奥の駐車場ですよね。なぜ、一緒に転用が出されていなかったのですか。

事務局 ・の駐車場の奥の部分につきましては、相続によって本届出の所有者に変わりましたが、その前の所有者が農地法の手続きを得ないまま、駐

車場に転用してしまいまして、今回、相続が発生したことに伴って、税理士の方から現況に即した地目に変更した方がよいとの意見があり、4条の届出が出されました。

委員 ・の手前側の駐車場の所有者が違ったので、農地転用を出した人と出さなかった人がいるということですね。よくあることですね。

会 長 はい、・委員。

委 員 報告5号なのですが、貸す人と借りる人が同じ名前になっているのですが、どういうことなのでしょう。

事務局 こちらにつきましては、まず、土地自体の所有者が、貸人であります。旦那さんの・さんであります。その土地の上に、今回奥さんと共有で家を建てることを計画しているとのこと。奥さんにつきましては、土地について権利を有しておりませんので、旦那さんから奥さんに対して、使用貸借権の設定が行われます。当該地は畑でありますので、宅地に地目を変えるので、旦那さんと奥さんの間には農地法5条の届出が必要となります。また、旦那さんも共有で家を建てるので、本来ですと、4条の届出が必要となります。4条と5条が同時に発生しますので、全体を農地法5条の中にまとめ込んで処理しますのでこういう表現になっております。

会 長 意見、質問がないようですので、(4)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。